

証券取引法等の一部を改正する法律

証券取引法等の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則(第二十八条—第三十三条)」を 「第一節 総則(第二十八条—第三十三条)

第一節の二 主要株主(第三十三条の二—第

「第五節 雜則(第六十四条—

第三章の二 証券仲介業者

第一節 総則(第六十六条の

「三十三条の五」)に、「第五節 雜則(第六十四条—第六十六条)」を 第二節 業務(第六十六条の

第三節 経理(第六十六条の

第四節 監督(第六十六条の

第五節 雜則(第六十六条の

第六十六条)

一一第六十六条の六)

七一第六十六条の十四)

に、「第八十七条の六」を「第八十七条の六の二」に、

「第二款 取引
第11節 取引

十五・第六十六条の十六)

十七一第六十六条の二十一)

二十二一第六十六条の二十四)」

「第二款 取引所有価

第一目 総則（第

第二目 主要株主

引所有価証券市場を開設する株式会社の特例（第一百二一条—第一百六条の二）
所有価証券市場における有価証券の売買等（第一百六条の二—第一百一十八条）」

第三目 証券取引

第三節 取引所有価証

証券市場を開設する株式会社

百二一条—第一百六条の二）

「第六節 監督（第一百五

(第一百六条の二—第一百六条の九)

に、 第七節 雜則 (第一百五

所持株会社 (第一百六条の十一—第一百六条の三十一)

第五章の一 証券取引清

券市場における有価証券の売買等 (第一百六条の三十二—第一百一十八条)

「第六節 監督 (第一百四十八条—第一百五十三条)」

第七節 雜則 (第一百五十四条)

十一条—第一百五十五条の二)

第五章の一 外国証券取引所

十六条)

を 第一節 総則 (第一百五十五条—第一百五十五条の五)

に、「第

算機関等

」 第二節 監督 (第一百五十五条の六—第一百五十五条の十)

第三節 雜則 (第一百五十六条)

第五章の三 証券取引清算機関等

」

五章の三 証券金融会社 (第一百五十六条の二十三—第一百五十六条の二十七) を「第五章の四 証券金融

会社 (第一百五十六条の二十三—第一百五十六条の三十七)」に改める。

第一条第一項第十号の二中「第十九項又は第二十三項各号」を「第二十一項又は第二十六項各号」に改

め、同条第八項中「銀行」の下に「優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）」を加え、同条第二十五項中「（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第一条第一号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）」及び「（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の七第五項までにおいて同じ。）」を削り、同条第二十四項の次に次の二項を加える。

この法律において「外国証券取引所」とは、第一百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第二条第十七項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第十五項の次に次の二項を加える。

この法律において「証券取引所持株会社」とは、第一百六条の十第一項又は第二項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第二条第十項の次に次の二項を加える。

この法律において「証券仲介業」とは、証券会社、外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和

四十六年法律第五号) 第二条第一号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。) 又は登録金融機関(第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の二第一項までにおいて同じ。) の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関のために行う営業をいう。

一 有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。)の媒介(第八項第七号に掲げるものを除く。)

二 第八項第三号に掲げる媒介

三 第八項第六号に掲げる行為

この法律において「証券仲介業者」とは、第六十六条の二の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第十五条第一項中「第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項」を削り、「第五章の三」を「第五章の四」に改める。

第二十七条の二第四項中「(銀行)の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十七条の二十八第三項中「当該資金が銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十七条の三十の三第四項中「この項」を「ハ」の章「に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「第二十五条第一項」を「政令で定めるところにより、第二十五条第一項」に、「の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされていふ書類に代えて、当該」を「に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定により同項に規定するファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十七条の三十の八中「証券業協会は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならないものと

されている書類の写しに代えて、当該」を「に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により同項に規定する通知された事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十八条の二第二項第一号中「第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号」を「第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで」に改める。

第二十八条の三中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十八条の四中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に、「記載」を「記載若しくは記録」に改め、同条第六号中「登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され」を加え、同条第九号二を次のように改める。

二 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第二項の規定により第二十八条の登録を取

り消された場合、証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者（同法第一条第一号の一に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）が同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（同法第一条第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。）であつた者（この法律又は外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

第二十八条の四第九号へを同号トとし、同号ホ中「第五十六条第二項」の下に「若しくは第六十六条の十八第二項」を加え、「監査役若しくは」を「監査役若しくは」れらに準ずる者、「に改め、「第一十四条第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項の規定により」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

第二十八条の四第十号を同条第十二号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二条の五において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人人が前号イからトまでのいづれかに該当するもの

ロ 前号ロからトまでのいづれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいづれかに該当する者のある株式会社

イ 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これ

に相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

第二十八条の四に次の四項を加える。

前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限公司にあつては、商法第一百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下の条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第一百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものと

みなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。) の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次の各号に掲げる場合における第一項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

- 一 金銭の信託契約その他他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行つことができる権限を有する場合 当該対象議決権
- 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第三項第一号中「証券会社」の下に「外国証券会社」を加える。

第三十二条第三項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第五項中「第六十五条の

三、 第百三条第一項及び第二項、 第百四条並びに「第六百六十三条第一項」を「及び第六十五条の二」に改め、「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第六項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第三十三条の次に次の一節を加える。

第一節の二 主要株主

第三十二条の二 証券会社の株主は、証券会社の主要株主（第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の対象議決権保有届出書には、第二十八条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十二条の二 内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は

第十一条イからハまでのいずれかに該当する」ととなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ぜることができる。

第三十二条の四 証券会社の主要株主は、当該証券会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十三条の五 前二条の規定は、証券会社を子会社（第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十四条第一項第三号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改め、同項第五号中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改める。

第五十四条第一項第四号中「銀行、」を「銀行、協同組織金融機関、」に改める。

第五十六条第一項第一号中「第二十八条の四第一号から第三号まで」を「第二十八条の四第一項第一号から第二号まで」に、「又は第七号」を「第七号又は第十一号」に改め、同条第二項中「第二十八条の四第九号イからハまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第五十九条第一項中「ところ。」若しくは当該証券会社を子会社」の下に「（第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（昭和二十一年法律第五十四号）」を削り、「この項及び」を「この条及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の主要株主（第二十八条の四第一項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）又は証券会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第三十三条の一から第三十三条の四までの届出若しくは措置若しくは当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査（第三十三条の一から第三十三条の四までの届出若しくは措置又は当該証券会社の営業若しくは財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第六十一条第一項中「」の條及び第六十四条の七から第六十四条の九」を「第三章の一」と、「以下」を「次項において「」に改め、「証券会社」の下に「（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十三条中「又は登録金融機関」を「外国証券会社又は許可外国証券業者」に改める。

第六十四条第三項第二号ハ中「又は登録金融機関の商号又は名称」を「外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名」に改め、同号に次のように加える。

二 証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間

第六十四条の一第一項第一号中「第二二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改め、同項第二号中「又は登録金融機関」を「外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六十六条の一の規定により登録されている者

第六十四条の四第一号中「第二二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第六十四条の五第一項第一号中「第二二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改め、同項に次の一号を加える。

三 過去五年間に次条第三号（第六十五条の二第五項及び第六十六条の一十三において準用する場合を

含む。）の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去五年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

第六十四条の七第一項中「であつて当該協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）」を「（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の外務員に係るもの」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「又は登録金融機関」を削り、「第六十四条の五第一項第一号又は第二号」を「第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいづれか」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない証券会社の外務員に係る登録事務（第六十四条の五に係るものを除く。）を一の協会を定めて行わせることができる。

第六十四条の八第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第六十四条の九中「第六十四条の七第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十四条の一第一

「一項」を「若しくは第六十四条の二第一項」に改め、「又は」の下に「第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の」を加える。

第六十五条第一項中「銀行、」を「銀行、協同組織金融機関、」に、「銀行が」を「銀行若しくは協同組織金融機関が」に改め、同条第二項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同項第一号中「及び第一百七条の二第一項」を「第一百七条の二第一項及び第一百五十五条第一項」に改める。

第六十五条の二第一項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第二項中「同条第一号から第五号まで、第八号及び第九号」を「同条第一項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号まで」に改め、同条第三項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第五項中「第二十八条の四第六号」を「第二十八条の四第一項第六号」に、「第六十四条から第六十四条の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九」を「並びに第六十三条から第六十四条の九まで」に、「及び第四十二条」を「第四十二条及び第四十四条第一号」に改め、同条第九項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第十項中「第五十九条第一項」を「第二十八条の四第三項」に改める。

第六十五条の三中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第六十六条の次に次の一章を加える。

第三章の二 証券仲介業者

第一節 総則

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を當むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券

「会社等」という。) の商号又は名称

五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
- 二 証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものも含む。）
- 四 その他内閣府令で定める書類

前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第六十六条の四 内閣総理大臣は、第六十六条の二の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券仲介業者登記簿に登録しなければならぬ。
い。